

学校学生生徒旅客運賃割引証の発行枚数の制限の撤廃のあっせんに対する回答

- 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた当局あっせんに対する関係機関の回答 -

中国四国管区行政評価局は、下記の行政相談を受けて、行政苦情救済推進会議（座長：川内広島修道大学法学部教授）に諮り、その意見を踏まえ、平成 26 年 3 月 28 日、国立大学 4 校（鳥取大学、島根大学、岡山大学及び広島大学）に対し、制限枚数を超える学割証の追加発行の方法について分かりやすい周知を検討するようあっせんを行いました（同日報道発表済み）。

このたび、各国立大学から下記のとおり、改善措置を講じた旨の回答がありました。

行政苦情救済推進会議とは

当局に寄せられた行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と考えられる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立かつ的確な処理を推進するために設置

【本件のきっかけとなった行政相談】

私が通う大学では、学割証の発行枚数を年間 15 枚までに制限している。私は就職活動のために何度も県外に出向かなければならなかったところ、制限いっぱい 15 枚の学割証（証明書自動発行機により発行）を使い切ってしまったので、何度か割引のない通常料金で JR の列車を利用することになり経済的負担が大きく大変であったので、学割証の発行枚数の制限は撤廃してほしい。

【当局あっせん内容及び対象機関からの回答要旨】

当局あっせん内容	対象機関	あっせんに対する回答要旨
各大学は、学割証の発行に係る学生の利便の向上及び誤解の防止を図る観点から、次の事項について検討する必要がある。 発行機による学割証の発行枚数に制限を設けており、追加発行を希望する学生には担当窓口に出向いてもらおう取扱いをしている場合には、その手続や方法について分かりやすく周知すること（鳥取大学、岡山大学及び広島大学）	鳥取大学	平成 26 年 3 月 27 日、証明書自動発行機及びホームページに、また平成 26 年度の学生生活案内にそれぞれ次の記載を行い周知しました。「学割証は、使用目的の範囲内である限り、発行枚数に制限はありません。」「証明書自動発行機での発行枚数が上限に達した方は、追加発行しますので、担当窓口に出向いてください。」
	岡山大学	平成 26 年 4 月 25 日、証明書自動発行機の画面に発行機での発行枚数の上限、上限を超えた場合の発行手続を表示するため証明書自動発行機のシステムを改修しました。 証明書自動発行機の周辺及び追加発行窓口にも同日、発行機での発行枚数の上限、上限を超えた場合の発行手続を掲示しました。
	広島大学	平成 26 年 4 月 23 日、ホームページの掲載文を「原則として次の目的をもって旅行する必要がある場合は発行枚数に制限はありません。ただし、自動発行機での発行枚数を年間 20 枚までとしていますので、20 枚を超えて追加発行を希望する場合には、担当窓口までお越しください。」に修正しました。 同日、証明書自動発行機に「学割証の発行については、使用目的の範囲内の使用である場合は発行枚数に制限はありません。ただし、自動発行機での発行枚数を年間 20 枚までとしていますので、20 枚を超えて追加発行を希望する場合には、担当窓口までお越しください。」と掲示しました。
学割証の発行枚数についての実際的な取扱い（枚数制限なし）と周知内容（原則として 1 人年間 10 枚）に齟齬がないよう周知内容を適切に改めること。（島根大学）	島根大学	平成 26 年度の学生生活案内（松江キャンパス版）から「発行枚数に制限はありませんが、学割証を使用するときは、計画的に使用してください。」と修正しました。 平成 26 年 2 月 26 日、証明書自動発行機（松江キャンパス）にも「発行枚数に制限はありませんが、学割証を使用するときは、計画的に使用してください。」との表示を掲げました。